

## 板橋区リサイクル推進員設置要綱

(平成 12 年 10 月 10 日 区長決定)

(平成 17 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 30 年 3 月 31 日 一部改正)

(令和 6 年 2 月 2 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成 11 年東京都板橋区条例第 49 号）第 8 条に規定するリサイクル推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第 2 条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に理解と熱意を有する区内に在住、在勤又は在学している満 18 歳以上の者のうちから、次の各号に掲げる者に、推進員を委嘱する。

- (1) 町会・自治会長等から推薦された者 600 名以内
- (2) 公募により選出された者 100 名以内

(担任事項)

第 3 条 推進員の担任事項は、次の各号（前条第 2 号に規定する者にあつては第 7 号を除く。）に掲げるものとする。

- (1) 清掃及びリサイクルに関する情報の発信及び伝達に関すること。
- (2) 資源物及びごみの排出方法、収集日及び集積所の清潔保持の啓発に関すること。
- (3) 不法投棄等の関係行政機関への連絡に関すること。
- (4) 不法投棄の防止に関わる情報提供に関すること。
- (5) 集団回収その他の自主的リサイクル活動の普及啓発に関すること。
- (6) 環境負荷の少ない生活様式の普及啓発に関すること。
- (7) 町会・自治会、地区環境行動委員会等での活動に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、2 年又は区長が定める期間とし、再任を妨げない。

(委嘱の取消し)

第 5 条 区長は、推進員が次の各号の一に該当するときは、委嘱を取り消すことができるものとする。

- (1) 推進員から辞任の申し出があったとき。
- (2) 推進員が区内在住、在勤、在学のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 推進員が死亡したとき。
- (4) 推進員が傷病その他の事由により活動できなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が取消しの必要があると認めたとき。

(庶務)

第 6 条 推進員に関する事務は、資源環境部資源循環推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 10 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。